

## 微生物保存機関巡り (26)

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
NITE 特許微生物寄託センター  
(機関略号：NPMD)/  
NITE 特許生物寄託センター  
(機関略号：IPOD)

### はじめに

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) は、微生物等の生物遺伝資源の産業利用を促進するため、微生物を中心とした生物資源の収集・保存・提供を行う NBRC (NITE Biological Resource Center) を 2002 年 4 月に発足し、生物遺伝資源を利用した産業活動、学術研究等に貢献しています。また、NITE は NBRC の機能の 1 つとして、特許法施行規則第 27 条の 2 に基づき特許庁長官から指定された特許微生物の寄託機関として、NITE 特許微生物寄託センター (NPMD) 及び NITE 特許生物寄託センター (IPOD) の 2 つの機関を運営しています。

微生物や動植物の細胞などに関する特許を出願する際にはその微生物などを寄託機関に寄託する必要があり、この 2 つの特許微生物寄託センターでは寄託の受付、生存確認試験、保管及び分譲からなる特許微生物寄託事業を実施して、発明者の知的財産保護を円滑に進めています。また、ブダペスト条約 (微生物に関する発明を特許出願する際の国際的寄託手続きに関する条約) に基づく国内で唯一の国際寄託当局 (IDA: International Depositary Authority) としても指定を受けています。

NPMD (NITE Patent Microorganisms Depository) は 2004 年 4 月に設立し、NBRC の微生物の収集・保存・分譲に関する高い技術力を背景に企業等の発明に

係る微生物の取り扱いという秘匿性の高い事業を実施するため、専属のスタッフを配置し、事業を運営してきております。

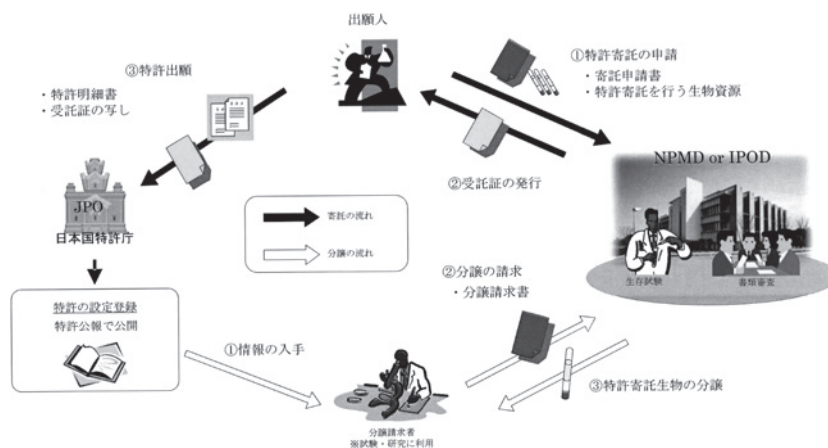
また、IPOD (International Patent Organism Depository) は、1968 年 7 月に現在の産業技術総合研究所の 1 機関として設置・運営されてきましたが、2010 年 4 月に独立行政法人の改革に関する行政事業レビューにおいて特許寄託業務のあり方が検討され、2010 年 12 月の 2 つの特許寄託機関の統合について閣議決定を受け、2012 年 4 月から NPMD 及び IPOD 両センターの運営を NITE が実施しています。NPMD 及び IPOD はそれぞれブダペスト条約に基づく国際寄託当局として指定されており、国際寄託当局の要件として事業継続性が求められていたことから、NITE が両機関の一元的で効率的な運営を実施しつつも、国際寄託当局として指定されている NPMD 及び IPOD の 2 機関の名称を継承して運営をしているところです。

現在、新規の特許寄託微生物の種類は、NPMD は、細菌、放線菌、アーキア、酵母、糸状菌、バクテリオファージ、プラスミド、動物細胞、受精卵となっており、IPOD は、植物細胞、藻類、原生動物、種子となっています。

2016 年 3 月 31 日現在の寄託保存株数は 12,710 株であり、年間数百件の新規寄託を受け付けています。さ



NBRC 生物遺伝資源開発施設



特許微生物寄託事業の概要

らに、保存微生物等の保存性の向上に関する研究開発を実施し、寄託者等への普及を進める等、寄託者の利便性向上にも努めています。

以上のようにNPMD及びIPODは、企業や大学等の研究開発における特許出願に際し、特許微生物の寄託を受け付け、日本の知的財産の保護に貢献しています。

### 特許微生物寄託事業の概要

#### 1) 特許微生物寄託制度

微生物に係る発明を特許出願する場合、発明の実施を可能にするために、原則として、特許出願前にその微生物を指定された特許寄託機関に寄託しなければなりません。また、寄託された微生物は、その発明を試験または研究のために利用しようとする方からの請求に基づき分譲されます。

#### 2) ブダペスト条約に基づく国際寄託

1977年に採択された「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」に基づく制度であり、外国へ特許出願する際に、日本国内の寄託機関を利用できる制度です。日本は1980年に同条約に加盟しました。外国へ特許出願する場合、ひとつの国際寄託当局に微生物を寄託することで、各締約国においてその国際寄託当局が発行する「受託証」の効果認め合うことを主たる目的としています。

なお、国内寄託は保管期間が1年間であるのに対し、国際寄託は30年間であり、さらに最新の分譲か

ら5年間となっています。また、国際寄託の場合、保管期限前に寄託を取り下げることとはできません。

#### 3) 寄託手数料等

特許微生物の寄託、分譲、各種証明書等の発行等、ご利用に際し、実費相当の手数料(表1)を頂いております。国内寄託の場合、継続に係る保管手数料は、保管年数により次式により算出します。(5,400円(寄託事務手続)+5,400円(保管手数料)×(保管年数))国際寄託の場合は、保管期間が当初30年間となっています。

詳細は次のURLをご覧ください。<http://www.nite.go.jp/nbrc/patent/charge/index.html>

#### あとがき

NPMD及びIPODは国内唯一の特許微生物寄託機関として、その母体となるNBRCが有する機能(微生物の収集・保存・提供・機能情報に係る技術、生物多様性条約・カルタヘナ担保法など生物の利用に係る法律・規制・安全情報、海外生物資源へのアクセス支援など)を背景に、企業や大学等の研究開発における特許出願に際し、より一層社会に求められるよう、日本の知的財産確保に貢献していきます。皆様のご利用をお待ちしております。

連絡先：〒292-0818 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8 (独)製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター(NBRC)  
 特許微生物寄託センター(NPMD)/  
 特許生物寄託センター(IPOD)  
 TEL：0438-20-5580 FAX：0438-20-5581  
 お問い合わせ：<https://www.nite.go.jp/cgi-bin/contact/>  
 ホームページ：<http://www.nite.go.jp/nbrc/patent/index.html>

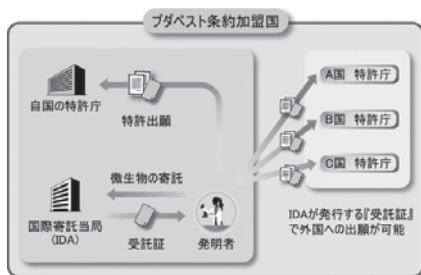


表1 特許微生物寄託等手数料一覧

国内寄託手数料		
内容	手数料 (円)	
新規寄託 (1年間)	41,040	
再寄託	35,640	
継続寄託 (1年間)	10,800	
試料の分譲手数料	44,280	国内へ送付の場合
生存に関する証明書の交付手数料	31,320	生存試験を伴う場合
その他諸証明書等の交付手数料	3,000	
国際寄託手数料		
内容	手数料 (円)	
原寄託 (30年間)	189,000	
再寄託	35,640	
継続寄託 (1年間)	9,720	
試料の分譲手数料	44,280	国内へ送付の場合
生存に関する証明書の交付手数料	31,320	生存試験を伴う場合
その他諸証明書等の交付手数料	3,000	